

川越市告示第三百十三号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和三年五月十一日

川越市長 川合善明

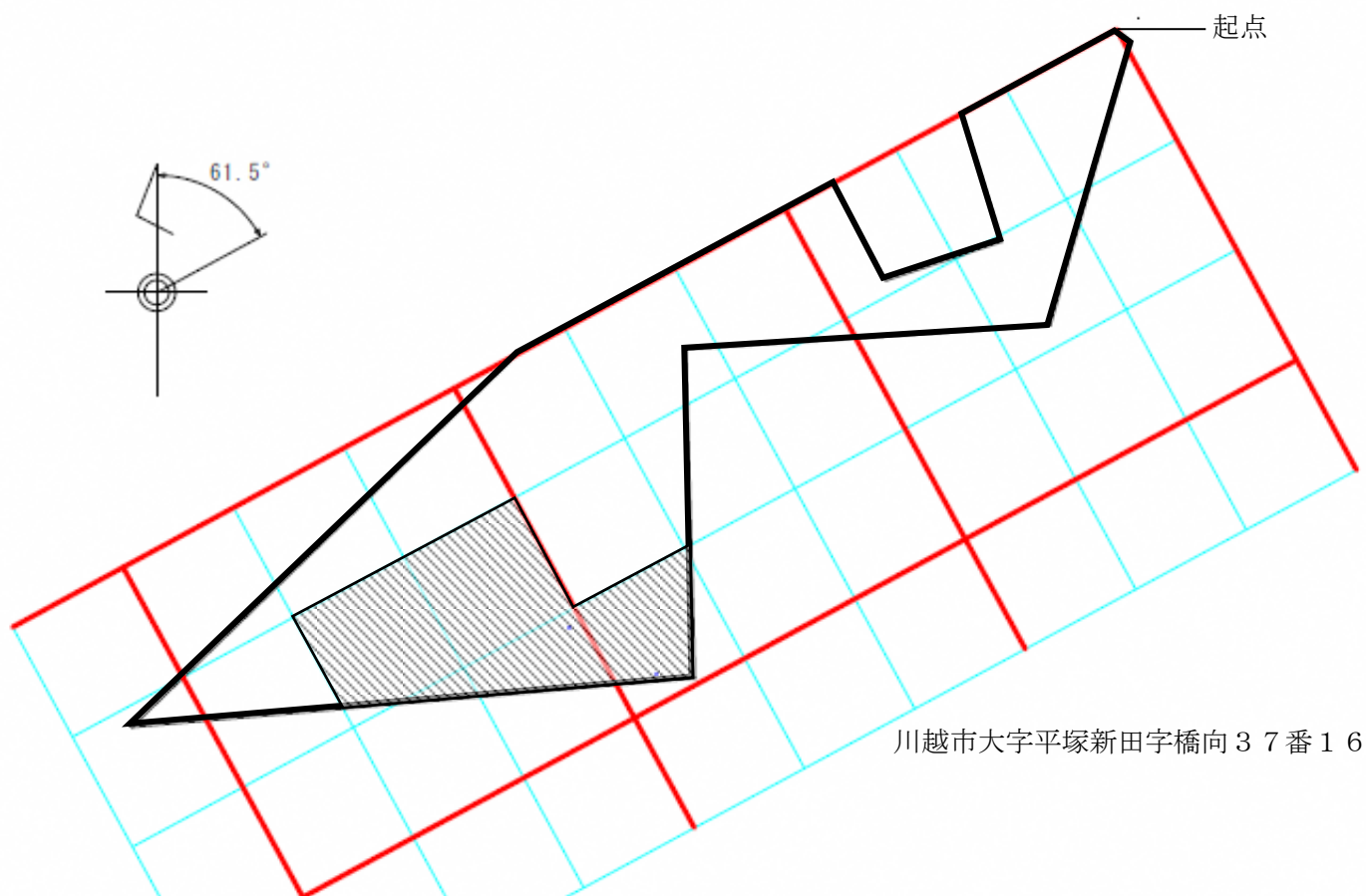
一 形質変更時要届出区域

別図のとおり（川越市大字平塚新田字橋向三十七番十六の一部）

二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類

六価クロム化合物、ふっ素及びその化合物

別図



- 土壤汚染状況調査対象地
- ▨ 形質変更時要届出区域に指定する区域